

答申第 820 号

情 公 第 2004 号

令和 7 年 9 月 30 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県情報公開審査会

会 長 田 村 達 久

行政文書公開拒否処分に関する審査請求について（答申）

令和 6 年 12 月 20 日付けで諮問された下記諮問案件について、次のとおり答申します。

記

- ・ 特定市街地再開発組合名義の預貯金通帳の写し等公開拒否の件（その 1）
（諮問第 912 号）
- ・ 特定市街地再開発組合名義の預貯金通帳の写し等公開拒否の件（その 2）
（諮問第 913 号）
- ・ 特定市街地再開発組合名義の預貯金通帳の写し等公開拒否の件（その 3）
（諮問第 914 号）
- ・ 特定市街地再開発組合名義の預貯金通帳の写し等公開拒否の件（その 4）
（諮問第 915 号）

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、別表 1 の「処分内容」欄に掲げる各決定を取り消し、改めて諾否決定を行うべきである。

2 審査請求に至る経過

(1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、別表 2 の「行政文書公開請求日」欄に掲げる各日付で、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、次のアからウまでの内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア 特定再開発組合解散後の清算終了による解約時の預貯金通帳（以下「本件通帳」という。）の写しの公開を求める行政文書公開請求（別表 1 の項番 1、項番 2、項番 3 及び項番 5 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に記載された請求）

イ 預貯金口座解約の確認を記録した文書の公開を求める行政文書公開請求（別表 1 の項番 4 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に記載された請求）

ウ 特定再開発組合から提出された領収書等（以下「本件領収書等」という。）の写しの公開を求める行政文書公開請求（別表 1 の項番 6 の「公開請求に係る行政文書の内容」欄に記載された請求）

(2) 本件請求に対し、実施機関は、別表 2 の「公開拒否決定日」欄に掲げる各日付で、次のア及びイの内容の公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

ア 別表 1 の項番 4 に掲げる請求に対して、文書が存在しないことを理由とする条例第 10 条第 3 項の規定に基づく公開拒否決定

イ 別表 1 の項番 1、項番 2、項番 3 及び項番 5 に掲げる請求に対しては特定再開発組合から提出された本件通帳の写しを、別表 1 の項番 6 に掲げる請求に対しては本件領収書等の写しを、それぞれ特定した上で、その全ての情報が条例第 5 条第 6 号に規定する任意に提供された情報に該当することを理由とする公開拒否決定

(3) 審査請求人は、行政不服審査法第 2 条の規定に基づき、別表 2 の「審査

請求日」欄に掲げる各日付で、本件処分の取消しを求める4件の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) なお、諮問実施機関（条例第17条に規定するものをいう。）は、行政不服審査法第9条第3項の規定による読替え後の同法第39条の規定により、審査請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が関連することを理由に、本件審査請求の審理手続を併合して当審査会に諮問（諮問第912号から第915号まで）したため、当審査会においても一括して答申する。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 本件請求は、特定再開発事業につき、都市再開発法第49条の決算報告書の承認作業において特定再開発組合から徴取し、又は提供を受ける、本件通帳の写し及び本件領収書等の写しの公開を求めるものである。
- (2) 実施機関は、本件通帳の写し及び本件領収書等の写しは、特定再開発組合から任意に提供された書類であるから条例第5条第6号に該当する旨説明する。しかし、本件通帳及び本件領収書等が、都市再開発法に基づく特定再開発組合の清算事務のために、預貯金口座の解約の事実等、事業の適法性を確認するためのものであることに鑑みれば、県がその提出を任意とすることは特定再開発組合の清算終了の疎明を阻害しており、不適切といわざるを得ない。また、特定再開発組合が本件通帳及び本件領収書等を県の所管課に提出した当時、特定再開発組合は、既に解散し、清算終了していることにより、侵害される権利利益は不存である。
- (3) 本件通帳の写し及び本件領収書等の写しは、都市再開発法第49条「決算報告書の承認」につき、口座解約の事実を疎明する必要不可欠な文書であるため、本件通帳及び本件領収書等の徴取は県の責務であり、一方で、その提出は、特定再開発組合の義務である。そのため、実施機関は、本件通帳の写し及び本件領収書等の写しを、審査請求人に公開する義務がある。
- (4) 実施機関は、本件通帳の写しに対して、公開拒否決定を行っているが、特定再開発組合の清算事務につき、都市再開発法第46条の4第1項第3号「残余財産の引渡し」において、口座の解約が条件とされていることを鑑みれば、実施機関が、本件通帳の写しを公開しないと判断する場合、預貯

金口座解約の事実を証する文書を作成することは、都市再開発法第49条の決算報告書の承認作業として必要不可欠である。

- (5) 実施機関が「決算報告書承認申請書」を収受したのは、令和4年1月21日であり、その「決算報告書」の承認の起案は、同年3月30日であることから、実施機関が本件通帳及び本件領収書等を徴取したのは、令和4年1月21日ないし同年3月30日である。しかし、実施機関は、同年3月30日に、特定市職員に対し、本件通帳及び本件領収書等の徴取事由を特定再開発組合に確認するように依頼している。そのため、実施機関が特定再開発組合から本件通帳及び本件領収書等を徴取した時点においては、本件通帳の写し及び本件領収書等の写しは、情報公開の対象としないことの条件を付していないといわざるを得ない。

4 実施機関（担当：県土整備局都市部都市整備課）の説明要旨

- (1) 本件通帳及び本件領収書等は、本県からの依頼により特定再開発組合から提供されたものであり、本件通帳及び本件領収書等は、法令により特定再開発組合が本県に対し提出することを義務付けられたものではないことから、本県は、本件通帳及び本件領収書等が本県のみへの公開情報という認識で提供いただいたものなら、本県も本件通帳の写し及び本件領収書等の写しは非公開情報と考えるとの認識を提示したうえで、特定再開発組合の認識を確認した。特定再開発組合からは、本件通帳及び本件領収書等は本県の決算報告書の承認作業に限り提供したものであり、本件通帳の写し及び本件領収書等の写しは非公開情報と理解している旨の回答があった。
- (2) 本件請求時点にて、提供当時の状況等に照らして公開することが合理的であったのかを検討したが、本件通帳の写し及び本件領収書等の写しは非公開情報であるとの両者の認識に基づき、特定再開発組合が解散していることを理由として、侵害される権利利益は不存であるとはいえず、非公開とすることが合理的であると判断した。
- (3) 本件通帳は、特定再開発組合から都市再開発法第49条の決算報告書の承認作業に限って提供され、本県が徴取した。そのため、預貯金口座解約の確認を記録した文書を作成する必要はなく、同文書は存在しない。

5 審査会の判断理由

(1) 行政文書の特定の妥当性について

実施機関は、別表 1 の項番 4 に掲げる「預貯金口座解約の確認を記録した文書」の公開を求める請求（以下「請求 4」という。）に対し、対象文書を作成していないことを理由に条例第10条第 3 項の規定に基づき公開拒否決定を行っている。

当審査会が確認したところ、請求 4 に係る行政文書公開請求書の「公開請求に係る行政文書の内容」欄には、「解約手続き後に金融機関から返戻される解約済み預貯金通帳の写しのほか、当該写しを徴取できない場合における預貯金口座解約の確認を記録した文書」との記載が認められる。かかる請求書の記載を合理的に解釈すれば、審査請求人は第一次的には「解約手続き後に金融機関から返戻される解約済み預貯金通帳の写し」、すなわち本件通帳の写しを請求しているものと解され、本件通帳の写しを実施機関にて徴取していない場合には「預貯金口座解約の確認を記録した文書」を請求する趣旨であると解されることから、審査請求人が第一次的に請求している本件通帳の写しが実施機関において保有されていた本件においては、実施機関は本件通帳の写しを請求 4 の対象文書として特定すべきであったものと解される。

よって、実施機関は請求 4 に対して本件通帳の写しを対象文書として特定した上で、改めて諾否の決定を行うべきである。

(2) 条例第 5 条第 6 号該当性について

実施機関は、別表 1 の項番 1、項番 2、項番 3 及び項番 5 に掲げる請求に対しては本件通帳の写しを、同表の項番 6 に掲げる請求に対しては本件領収書等の写しをそれぞれ対象文書として特定した上で（以下これらの対象文書を総称して「本件通帳等の写し」という。）、本件通帳等の写しに含まれる情報の全てが条例第 5 条第 6 号に規定する任意に提供された情報に該当することを理由に公開拒否決定を行っている。

この点、実施機関は、同号に定める「任意に提供された情報」に該当すると判断した理由について、本件通帳等の写しは、実施機関からの依頼により特定再開発組合から提供されたものであり、法令により特定再開発組

合が実施機関に対し提出することを義務付けられたものではない旨、説明している。

しかし、「神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準」は、条例第5条第6号に規定する「任意に提供された情報」について、「情報の性質・実施機関との関係等から情報の提供が実質的に義務付けられていると考えられる場合には、『任意に提供された』とはいえない。」としている。

そして本件においては、①そもそも本件通帳等の写しは、市街地再開発組合の清算人に義務付けられている、都市再開発法第49条の規定に基づく決算報告書の承認手続の過程で実施機関に提出されたものであること、②実施機関の職員は本件通帳等の写しが「承認作業に必要なバックデータ」であるとの認識のもとでその提出を受けていることが認められること（令和6年11月11日付け反論書添付資料「疎甲第2号証の1」及び「疎甲第2号証の2」参照）、さらに、③実施機関は当該承認手続における承認権者たる地位を有する一方、特定再開発組合の清算人は当該承認手続における被承認者たる地位にあることが認められる。

以上のような情報の性質（上記①及び②）や実施機関と特定再開発組合の清算人との関係性（上記③）を踏まえれば、本件通帳等の写しは、たとえ法令上実施機関に提出が義務付けられた書類ではなかったとしても、実質的には実施機関への提出が義務付けられているものといわざるを得ない。

よって、本件通帳等の写しに含まれる情報は条例第5条第6号に規定する「任意に提供された情報」には該当しないことから、実施機関は同号の規定に基づく公開拒否決定を取り消し、改めて諾否の決定を行うべきである。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

項番	諮問番号	公開請求に係る行政文書の内容		処分内容	特定した文書
1	諮問 第912号	特定再開発事業における特定再開発組合名義の預貯金通帳の写し ただし、当該組合解散後清算終了による解約時のもの		公開拒否 (条例第5条第6号 該当)	特定再開発組合から徴取した特定再開発組合名義の解約済みの預貯金通帳の写し
2	諮問 第913号	特定再開発事業における特定再開発組合名義の預貯金通帳の写しのうち、解約が確認できる下記部分 1. 解約印が押された表表紙部分 2. 解約印が押された中表紙部分 3. 記帳末尾に印字された「年月日」、お取引内容につき「解約」、残高につき「0」及びその下段における「長い間のお取引、ありがとうございました。」等の記載部分		公開拒否 (条例第5条第6号 該当)	
3	諮問 第914号	特定再開発組合の清算終了に伴う都市再開発法49条所定の決算報告書の承認につき、残余財産の処分となる組合名義預貯金口座の解約を証するもの	解約手続き後に金融機関から返戻される解約済み預貯金通帳の写し	公開拒否 (条例第5条第6号 該当)	
4		なお、当該証するものとは、	当該写しを徴取できない場合における預貯金口座解約の確認を記録した文書	公開拒否 (条例第10条第3項 該当)	
5	諮問 第915号	特定再開発事業につき、都市再開発法49条所定の決算報告書の承認作業において施行者たる特定再開発組合から徴取し、又は提供を受ける	通帳	公開拒否 (条例第5条第6号 該当)	特定再開発組合から徴取した特定再開発組合名義の解約済みの預貯金通帳の写し
6			領収書等		特定再開発組合から徴取した領収書等の写し

別表 2

諮問番号	行政文書公開請求日	公開拒否決定日	審査請求日
諮問 第 912 号	令和 6 年 8 月 13 日	令和 6 年 8 月 28 日	令和 6 年 10 月 1 日
諮問 第 913 号	令和 6 年 9 月 2 日	令和 6 年 9 月 17 日	令和 6 年 10 月 1 日
諮問 第 914 号	令和 6 年 10 月 3 日	令和 6 年 10 月 17 日	令和 6 年 10 月 21 日
諮問 第 915 号	令和 6 年 10 月 21 日	令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年 11 月 11 日

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 12 月 20 日 (収受)	○ 諮問
令和 7 年 7 月 31 日 (第 258 回部会)	○ 審議
令和 7 年 8 月 21 日 (第 259 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院教授	部 会 員
岩 田 恭 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
桑 原 勇 進	上 智 大 学 教 授	会長職務代理者 （部会長を兼ねる）
釧 持 麻 衣	関 東 学 院 大 学 准 教 授	部 会 員
田 所 美 佳	弁護士（神奈川県弁護士会）	
田 村 達 久	早 稲 田 大 学 教 授	会 長
前 田 康 行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和 7 年 9 月 30 日現在）（五十音順）